

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	起業の認可			根拠条項	第6条		
審査基準	<p>1 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 暴力団員等であること。 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。 知事が許可に係る船舶等の基準を定めている場合において、許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 申請内容が、規則第11条第1項の規定により定めて公示する制限措置を満たしていない場合 <p>2 1の要件を満たした者について、許可方針に準じ認可する</p>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日